

中国・コンピュータソフトウェア保護条例 2002/01

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

コンピュータソフトウェア保護条例

第一章 総則

- 第一条 コンピュータソフトウェアの著作権者の権益を保護し、コンピュータソフトウェアの開発、頒布及び使用において発生する利益関係を調整し、コンピュータソフトウェアの開発・応用を奨励し、ソフトウェア産業と国民経済の情報化の発展を促進するために、「中華人民共和国著作権法」に基づいて、本条例を制定する。
- 第二条 本条例では、コンピュータソフトウェア（以下、ソフトウェアと称する）は、コンピュータプログラム及びそれに関連する保存書類を指すものとする。
- 第三条 本条例の下記用語の意味は、次のとおりである。
- （一）コンピュータプログラム - ある結果を得るために、コンピュータ等の情報処理能力を有する装置により実行することができるコード化された指令の序列、あるいはコード化された指令の序列に自動翻訳可能な符号化された指令の序列が符号化された語句の序列を指すものとする。同一のコンピュータプログラムのプログラムソースとオブジェクトプログラムは、同一作品とする。
 - （二）保存書類 - プログラムの内容、構成、設計、機能規格、開発情況、テスト結果及び使用方法を説明するのに使用される文字資料や図表等、例えばプログラム設計説明書、フローチャート、ユーザーマニュアル等を指すものとする。
 - （三）ソフトウェア開発者 - 現実的に組織開発をするか直接開発し開発により完成したソフトウェアに対して責任を有する法人あるいはその他の組織、又は自己の有する環境で独立してソフトウェアを開発して完成させソフトウェアに対して責任を有する自然人を指すものとする。
 - （四）ソフトウェア著作権者 - 本条例の規定に基づきソフトウェアに対する著作権を享有する自然人、法人あるいはその他の組織を指すものとする。
- 第四条 本条例により保護されるソフトウェアは、開発者によって独立に開発されたものでなければならず、なんらかの有体物上に固定されているものでなければならない。
- 第五条 中国の公民、法人あるいはその他の組織は、開発したソフトウェアについて、公表の有無に拘わらず、本条例による著作権を享有する。外国人、無国籍者のソフトウェアについては、中国国内で発行されてから、本条例による著作権を享有する。外国人、無国籍者のソフトウェアについては、開発者の所属する国あるいは定常的な居住地のある国と中国との間で締結された合意、または中国の参加する国際条約によって著作権を享有する場合には、本条例による保護を受ける。
- 第六条 本条例の、ソフトウェア著作権に対する保護は、開発されたソフトウェアの思想、処理過程、操作方法、数学概念等には及ばない。
- 第七条 ソフトウェア著作権者は、国务院著作権行政管理部門の認定したソフトウェア登録機構に対して登録を行うことができる。ソフトウェア登録機構の発行した登録証明書は、

中国・コンピュータソフトウェア保護条例 2002/01

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

登録事項の初歩証明となる。ソフトウェア登録の手続きには、費用を納付しなければならない。ソフトウェア登録の料金基準は、國務院著作権行政管理部門が國務院價格主管部門と共同で規定する。

第二章 ソフトウェア著作権

第八条 ソフトウェア著作権者は、下記の各項の権利を享有する。

- (一) 公表権 - ソフトウェアを公衆に対して公にするか否かを決定する権利。
- (二) 署名権 - 開発者の身分をソフトウェア上の署名で表明する権利。
- (三) 改変権 - ソフトウェアに対して、指令または語句の順序の補充、削除あるいは改変を行う権利。
- (四) 複製権 - ソフトウェアから一部または複数部を製作する権利。
- (五) 発行権 - ソフトウェアのオリジナルまたは複製品を販売あるいは贈与という形式で公衆に提供する権利。
- (六) 貸与権 - 他人が一時的にソフトウェアを使用することを有償で許可する権利。ただし、ソフトウェアが貸与の主要な目的物ではない場合を除く。
- (七) 情報ネットワーク伝播権 - 有線または無線の方式で公衆にソフトウェアを提供することで、公衆に対して、ある人が指定した時間と地点においてソフトウェアを獲得させることができるようにする権利。
- (八) 翻訳権 - 原ソフトウェアをある自然言語文字から別の自然言語文字に変換する権利。
- (九) ソフトウェア著作権者が享有すべきその他の権利。

ソフトウェア著作権者は、他人に、そのソフトウェア著作権の行使を許可することができ、報酬を獲得する権利を有する。ソフトウェア著作権者は、全部あるいは部分的に、そのソフトウェア著作権を譲渡することができ、報酬を獲得する権利を有する。

第九条 ソフトウェア著作権は、本条例に別の規定がある場合を除き、ソフトウェア開発者に帰属する。反証のない場合、ソフトウェアへの署名の自然人、法人あるいはその他の組織を、開発者とする。

第十条 2以上の自然人、法人あるいはその他の組織によって共同開発されたソフトウェアについては、その著作権の帰属は、共同開発者が締結する書面契約で決定される。書面契約がないかあるいは契約について明確な決定がなされておらず、かつ共同開発に係るソフトウェアが分割して使用可能である場合には、開発者は、各自の開発部分について単独で著作権を享有することができる。ただし、著作権を行使する際、共同開発したソフトウェアの全体に著作権を拡大させることはできない。共同開発に係るソフトウェアが分割して使用可能ではない場合、その著作権は、各共同開発者によって共有され、協議の一致を経て行使され、協議の一致が得られず正当な理由がない場合には、どの開発者も、他の開発者が譲渡以外の権利を行使することを妨げることはできない。

中国・コンピュータソフトウェア保護条例 2002/01

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

ただし、得られた収益は、共同開発者に対して合理的に分配されなければならない。

第十一条 他人から委託されて開発したソフトウェアについては、その著作権の帰属は、委託人と受託人が締結する書面契約で決定される。書面契約がないかあるいは契約について明確な決定がなされていない場合、その著作権は、受託人が享有する。

第十二条 国家機関により下達された任務によって開発されたソフトウェアについては、著作権の帰属と行使は、プロジェクト任務書あるいは契約によって規定される。プロジェクト任務書または契約が明確に規定されていない場合、ソフトウェア著作権は、任務を受けた法人あるいはその他の組織が享有する。

第十三条 法人あるいはその他の組織にいる自然人が任期中に開発したソフトウェアに下記の事情のうちの1つがある場合には、そのソフトウェアの著作権は、その法人あるいはその他の組織によって享有され、その法人あるいはその他の組織は、ソフトウェアを開発した自然人に対して褒賞を行ってもよい。

- (一) 本来の業務で明確に指定された開発目標に対して開発されたソフトウェア。
- (二) 開発されたソフトウェアが本来の業務活動への従事で見えられた結果あるいは自然に得られた結果である場合。
- (三) 法人あるいはその他の組織の資金、専用設備、未公開の専門情報等の物理的な技術環境で開発し、法人あるいはその他の組織が責任を有するソフトウェア。

第十四条 ソフトウェア著作権は、ソフトウェア開発完了の日に発生する。自然人のソフトウェア著作権については、保護期間は、自然人の生存中及び死亡後50年とし、自然人死亡後第50年の12月31日を期限とし、共同開発のソフトウェア著作権の場合、最後に死亡した自然人の死亡後第50年の12月31日を期限とする。法人あるいはその他の組織のソフトウェア著作権については、保護期間を50年とし、最初に公表された後の第50年の12月31日を期限する。ただし、ソフトウェアが開発完了の日から50年間未公表である場合、本条例の保護を受けることはない。

第十五条 ソフトウェア著作権が自然人に帰属する場合、その自然人の死亡後のソフトウェア著作権の保護期間につき、ソフトウェア著作権の相続人は、「中華人民共和国相続法」の関連規定に基づいて、署名権を除き本条例第八条に規定されるその他の権利を相続することができる。ソフトウェア著作権が法人あるいはその他の組織に帰属する場合、法人あるいはその他の組織の変更又は消滅後は、その著作権は、本条例に規定される保護期間内に権利義務を譲受する法人あるいはその他の組織によって享有される。権利義務を譲受する法人あるいはその他の組織が存在しない場合、国家によって享有される。

第十六条 ソフトウェアの合法的な複製品を所有する者は、下記の権利を享有する。

- (一) 使用するために必要であることを前提に、そのソフトウェアを、コンピュータなど情報処理能力を有する装置にインストールすること。
- (二) 複製品が壊れるのを防ぐためにバックアップ用複製品を作成すること。それら

中国・コンピュータソフトウェア保護条例 2002/01

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

のバックアップ用複製品は、いかなる方法でも、他人が使用するために提供することはできず、所有者は、合法的な複製品の所有権を喪失した場合、そのバックアップ用複製品を廃棄する責任を負う。

- (三) そのソフトウェアを実際のコンピュータの環境に使用したりその機能または性能を改善するために、必要な改変を行うこと。ただし、契約に別の定めがある場合を除き、そのソフトウェアの著作権者の許可を得ずに、いかなる第三者にも、改変後のソフトウェアを提供することはできない。

第十七条 ソフトウェアに含まれる設計思想及び原理を学習及び研究するために、ソフトウェアのインストール、表示、伝送、保存などによりソフトウェアを使用する場合、ソフトウェア著作権者の許可を得なくてもよく、また、報酬を支払わなくてもよい。

第三章 ソフトウェア著作権の使用許可と譲渡

第十八条 他人にソフトウェア著作権の行使を許可する場合、使用許可契約を締結しなければならない。使用許可契約において、ソフトウェア著作権者が明確に許可していない権利については、許可を受けた者は行使できない。

第十九条 他人にソフトウェア著作権の専有行使を許可する場合、当事者は書面契約を締結しなければならない。書面契約を締結していない、あるいは契約中に専有許可について不明確な定めがある場合、行使を許可された権利は、非専有の権利とみなされる。

第二十条 ソフトウェア著作権を譲渡する場合、当事者は書面契約を締結しなければならない。

第二十一条 他人へのソフトウェア著作権の専有行使の許可を締結する場合の許可契約、あるいは、ソフトウェア著作権契約の譲渡契約は、国务院著作権行政管理部門が認定する著作権登録機構に登録することができる。

第二十二条 中国の公民、法人、あるいはその他の組織は、外国人に対してソフトウェア著作権を使用許可あるいは譲渡する場合、「中華人民共和国技術輸出入管理条例」の関連規定を遵守しなければならない。

第四章 法律責任

第二十三条 「中華人民共和国著作権法」あるいは本条例に別の定めがある場合を除き、下記の権利侵害行為が存在する場合、状況に応じて、侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償などの民事責任を負わなければならない。

- (一) ソフトウェア著作権者の許可を得ずに、ソフトウェアを公表あるいは登録すること。
- (二) 他人のソフトウェアを自己のソフトウェアとして公表あるいは登録すること。
- (三) 共同開発者の許可を得ずに、他人との共同開発のソフトウェアを自己により単独に完成させたソフトウェアとして公表あるいは登録すること。
- (四) 他人のソフトウェアに署名したり、他人のソフトウェアにおける署名を変更す

中国・コンピュータソフトウェア保護条例 2002/01

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

ること。

(五) ソフトウェア著作権者の許可を得ずに、そのソフトウェアを改変または翻訳すること。

(六) その他のソフトウェア著作権を侵害する行為。

第二十四条 「中華人民共和国著作権法」、本条例あるいはその他の法律、行政法規に別の定めがある場合を除き、ソフトウェア著作権者の許可を得ずに下記の侵害行為が存在する場合、状況に応じて、侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償などの民事責任を負わなければならない。同時に社会の公益が損なわれる場合、著作権行政管理部門は、侵害行為の停止、不法所得の没収、侵害複製品の没収・廃棄を命じ、併せて罰金を命じることができる。状況が深刻な場合には、著作権行政管理部門は、侵害複製品の製作に主に使用された材料、工具、設備などを没収することができる。刑事犯に該当する場合には、著作権侵害罪または侵害複製品販売罪に関する刑法の規定に基づき、法により刑事責任を問う。

(一) 著作権者のソフトウェアの複製あるいは部分的な複製をすること。

(二) 公衆に対し、著作権者のソフトウェアを発行したり、貸与したり、情報ネットワークを介して伝播させたりすること。

(三) 著作権者がソフトウェア著作権を保護するために採用した技術的な措置を故意に回避したり破壊すること。

(四) ソフトウェアの権利を管理するための電子情報を故意に削除したり改変すること。

(五) 著作権者のソフトウェア著作権の行使を他人に譲渡あるいは許可すること。

前記第(一)項あるいは第(二)項の行為が存在する場合、1件につき100元あるいは商品価格の5倍以下の罰金を併せて命ずることができる。前記第(三)項、第(四)項あるいは第(五)項の行為が存在する場合、5万元以下の罰金を併せて命ずることができる。

第二十五条 ソフトウェア著作権侵害の賠償額は、「中華人民共和国著作権法」第四十八条の規定に基づき確定される。

第二十六条 ソフトウェア著作権者は、他人が侵害行為を現在実施しているか実施しようとしており、直ちに停止せず、かつ合法的な権利による利益に対する損害の補償が困難である可能性があることを証明する証拠を有する場合、「中華人民共和国著作権法」第四十九条の規定に基づき、訴訟提起の前に、関連する行為の停止及び財産保全措置の命令を行うことを人民法院に対して申請することができる。

第二十七条 侵害行為の停止のために、証拠が消失するか、後での取得が困難になる可能性がある状況下においては、ソフトウェア著作権者は、「中華人民共和国著作権法」第五十条の規定に基づき、訴訟提起の前に、証拠の保全を人民法院に対して申請することができる。

中国・コンピュータソフトウェア保護条例 2002/01

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

第二十八条 ソフトウェア複製品の出版者または製作者は、その出版または製作が合法的に権利を受けていることを証明できない場合、また、ソフトウェア複製品の発行者または貸与者がその発行または貸与の複製品が合法的な出所を有することを証明できない場合、法律上の責任を負わなければならない。

第二十九条 ソフトウェア開発者が開発したソフトウェアが、選択可能な表現方法が有限であることによって既に存在するソフトウェアに類似する場合、既に存在するソフトウェアに対して著作権侵害を構成しない。

第三十条 ソフトウェアの複製品を有する者が、そのソフトウェアが侵害複製品であることを知らない、あるいは知っているべき合理的な理由がない場合、賠償責任を負わない。ただし、その侵害複製品の使用を停止し廃棄しなければならない。その侵害複製人の使用停止及び廃棄により、使用者に重大な損失が生じる場合には、複製品の使用者は、ソフトウェア著作権者に対して合理的な費用を支払った後、継続して使用することができる。

第三十一条 ソフトウェア著作権の権利侵害紛争は仲裁に付すことができる。ソフトウェア著作権契約紛争については、契約中の仲裁条項あるいは事後に成立した書面での仲裁合意に基づき、仲裁機構に仲裁を申請することができる。

第五章 附則

第三十二条 本条例の施行前に発生した権利侵害行為は、権利侵害行為の発生時の国家の関連規定に基づき処理される。

第三十三条 本条例は、2002年1月1日より施行される。1991年6月4日に国務院が発行した「コンピュータソフトウェア保護条例」は同時に廃止する。